

支店及び出張所の臨時休業に関する公告

株式会社 福島銀行は、当行大槻支店に勤務している職員が新型コロナウイルスに感染していることが判明したことから、店舗内の消毒作業を実施するため、下記のとおり営業店を臨時休業いたしておりますので、定款 4 条及び銀行法第 16 条第 1 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業している営業店

営業所の名称	大槻支店
営業所の所在	福島県郡山市静町 1 8 - 2 2

2. 休止期間

令和 2 年 1 0 月 9 日（金）

3. 休止する業務

営業店における全業務

以上

令和 2 年 1 0 月 9 日
福島市万世町 2 番 5 号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤容啓